

就学支援金(7月新規申請)の手続等について

1 就学支援金(7月申請)の手続について(配布者全員手続が必要)

(1) 就学支援金(7月申請)等に係る説明会の開催(場所:食堂)

- | | | |
|-------|----------|-------------------------|
| ・ 1回目 | 7月11日(金) | 18:00~20:00 |
| ・ 2回目 | 7月15日(火) | 16:00~17:00 18:00~20:00 |
| ・ 3回目 | 7月17日(木) | 16:00~17:00 18:00~20:00 |

〈持参するもの〉

スマートフォン、事務室より配布したIDパスワード記載用紙
マイナンバーのわかる書類等

(2) 入力期間

7月8日(火)から7月18日(金)

(3) 入力方法(申請入力のマニュアルが桃谷高校定時制のホームページに掲載)

- ① e-Shien にログインする(QRコードを読み込ませるか、URLから入る)
- ② 事務室より配布したID、パスワードを入力する。
- ③ 申請の意思を登録する。必ず「意向あり」で入力ください。
- ④ 受給資格認定を申請する。⇒ マイナンバー等を入力します。
- ⑤ 「臨時支援金制度」の意向登録を入力する。

※「臨時支援金制度」とは、所得超過で就学支援金が不認定となった方の授業料を無償化する新しい制度で、必ず「意向あり」で入力ください。

(4) 必要なマイナンバーの種類(主なケース)

- ① 未成年者の場合・・・親権者のマイナンバー
- ② 成人で保護者等が扶養している場合・・・扶養者等のマイナンバー
⇒ 扶養誓約書又は生徒本人の健康保険証(写し)の提出が必要
- ③ 成人で本人が自活している場合・・・本人のマイナンバー

※ IDパスワード記載用紙、QRコードを記載した用紙をなくされた方は、事務室まで取りに来てください。

〈参考〉「奨学のための給付金」の手続について(令和7年6月25日案内・書類配布済)

(1) 対象者(次のいずれかに該当する者)

- ・ 令和7年度の住民税所得割額が非課税(0円)の世帯
- ・ 令和7年7月1日現在、生活保護(生業扶助)受給世帯

(2) 提出期限

7月1日(火)から7月18日(金)

(3) 提出先

桃谷高校定時制 事務室

問い合わせ先 事務室 北守、平田 TEL 06-6712-0371 時間 13:00~21:00 ナビダイヤルを押さないでお待ち ください
--

※わからないことがあれば事務室まで相談ください。